

直結式給水方式へ切替える際の水質試験は 当社へおまかせ下さい！！

近年、衛生面の問題や技術の進歩により、既存の受水タンク等の設備から直結式給水方式への切替えが進んでいます。この切替え作業の事前確認の中に『水道法第20条の規定に基づく厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関』（健水発第0905002号）によって水質を検査することとなっています。



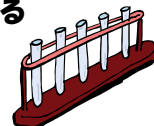
**当社は厚生労働大臣の登録水質検査機関として、
多くの水質検査を行っている実績があります！！**

水質検査は、以下の3点で異なります

(1) 更生工事の履歴のない受水槽以下装置を直結式給水装置に切替える



味・臭気・色度・濁度についての4項目を検査・安全性の確認



(2) 更生工事の履歴があり、ライニング（防錆を兼ねた樹脂系塗料の管内塗布）に使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合



1) 味・臭気・色度・濁度についての4項目を検査・安全性の確認

2) 使用された樹脂から浸出する可能性のある項目（使用樹脂例参照）

についての検査・安全性の確認



(3) 更生工事の履歴があるが、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合



浸出基準（別表参照）の43項目全てについての検査・安全性の確認

*各自治体によっては、検査項目に上乘せ基準を設けている場合がありますのでご注意ください。

！！採水時の注意点！！

上記の(2)及び(3)の試験は、試料水採取の際に対照水（ブランク水）の採取が必要となります。詳細な採水方法については、別途お問い合わせ下さい。

当社では、上記水質検査だけでなく、水道用給水装置・資機材の浸出試験や水道用薬品の分析も行っております。詳しくは、当社環境分析部 岡田（内線：215）、加藤（吉）（内線：346）（フリーダイヤル0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。



別表：浸出試験 43 項目一覧表

| 分析項目 | 給水装置の末端以外に設置されている 給水用具の浸出液に係わる基準 |
|--|-------------------------------------|
| カドミウム及びその化合物 | 0.003 mg/l 以下 |
| 水銀及びその化合物 | 0.0005 mg/l 以下 |
| セレン及びその化合物 | 0.01 mg/l 以下 |
| 鉛及びその化合物 | 0.01 mg/l 以下 |
| ヒ素及びその化合物 | 0.01 mg/l 以下 |
| 六価クロム化合物 | 0.05 mg/l 以下 |
| シアン化物イオン及び 塩化シアン | 0.01 mg/l 以下 |
| 硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素 | 10 mg/l 以下 |
| フッ素及びその化合物 | 0.8 mg/l 以下 |
| ホウ素及びその化合物 | 1.0 mg/l 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/l 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/l 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/l 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/l 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/l 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/l 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01 mg/l 以下 |
| ベンゼン | 0.01 mg/l 以下 |
| ホルムアルデヒド | 0.08 mg/l 以下 |
| 亜鉛及びその化合物 | 1.0 mg/l 以下 |
| アルミニウム及びその化合物 | 0.2 mg/l 以下 |
| 鉄及びその化合物 | 0.3 mg/l 以下 |
| 銅及びその化合物 | 1.0 mg/l 以下 |
| ナトリウム及びその化合物 | 200 mg/l 以下 |
| マンガン及びその化合物 | 0.05 mg/l 以下 |



| 分析項目 | 給水装置の末端以外に設置されている 給水用具の浸出液に係わる基準 |
|--------------------|-------------------------------------|
| 塩化物イオン | 200 mg/l 以下 |
| 蒸発残留物 | 500 mg/l 以下 |
| 陰イオン界面活性剤 | 0.2 mg/l 以下 |
| 非イオン界面活性剤 | 0.02 mg/l 以下 |
| フェノール類 | 0.005 mg/l 以下 |
| 有機物〈全有機炭素 (TOC) 量〉 | 3 mg/l 以下 |
| 味 | 異常でないこと |
| 臭気 | 異常でないこと |
| 色度 | 5 度以下 |
| 濁度 | 2 度以下 |
| エピクロロヒドリン | 0.01 mg/l 以下 |
| アミン類 | トリエチレンテトラミン として 0.01mg/l 以下 |
| 2,4-トルエンジアミン | 0.002 mg/l 以下 |
| 2,6-トルエンジアミン | 0.001 mg/l 以下 |
| 酢酸ビニル | 0.01 mg/l 以下 |
| スチレン | 0.002 mg/l 以下 |
| 1,2-ブタジエン | 0.001 mg/l 以下 |
| 1,3-ブタジエン | 0.001 mg/l 以下 |

使用樹脂例：二液性エポキシ樹脂の試験項目

- ・有機物〈全有機炭素 (TOC) 量〉 ・フェノール類 ・シアン ・エピクロロヒドリン
- ・アミン類 ・2,4-トルエンジアミン ・2,6-トルエンジアミン ・ホルムアルデヒド
- ・酢酸ビニル ・スチレン ・1,2-ブタジエン ・1,3-ブタジエン

*測定項目は、JWWA 登録された使用樹脂に応じて異なります

